

障害者総合支援法

65歳問題で初判決

岡山地裁 市に取り消し命令

65歳になったことを機に障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の重度訪問介護の支給を打ち切られたとして障害者が岡山市の決定の取り消しを求めた訴訟で、岡山地裁（横溝邦彦裁判長）は14日、原告の訴えを認める判決を出した。市に決定の取り消しと慰謝料など107万5000円の支払いを命じた。

原告で脳性まひの浅田達雄さん（70）は、65歳になると介護保険サービスの利用を優先させる現行の「介護保険優先原則」が憲法違反（第25条、第14条1項）だと主張したが、判決はその当否には踏み込まなかった。

弁護士によると、無償で障害福祉サービス

を利用していた人が介護保険優先原則を適用され、自己負担が発生する「65歳問題」をめぐる判決は初めて。

判決は「原告が介護保険の適用に伴って月額1万5000円を負担するのは難しい。市は自立支援法の給付を決定した上で、原告の納得が得られるよう介護保険の申請を勧めたべきだった」として、不支給とした市の決定を違法と結論づけた。

2013年9月19日

付の訴状などによると、1人暮らしの浅田さんは月249時間の重度訪問介護を無償で利用していたが、65歳の誕生日を迎えた13年2月、それまでの支給を打ち切られた。

ボランティアなどの協力を得て生活維持を図った浅田さんは、やむなく同4月から介護保険サービスを利用し、月額1万5000円を負担。市の上乗せ支給の要件である要介護5と認定されたことなどから、同7月、市

は自立支援法に基づく月153時間の給付を認め、

判決に対して市は同日、大森雅夫市長名のコメントとして「市の主張が認められなかった部分の対応は、関係者や弁護士と協議して検討したい」と発表した。

（福田敏克）